

## VI 町民が主役、みんなで進める結いのまちづくり

### 1 協働によるまちづくりの推進

#### 基本的方向

情報の共有化や町民と行政との対話機会の拡充など、町民が参画できる機会を充実させるとともに、自治公民館や団体、NPO、ボランティアなど、多様な主体による地域づくり活動を支援し、町民と行政との役割の明確化のもと、協働のまちづくりを積極的に推進します。

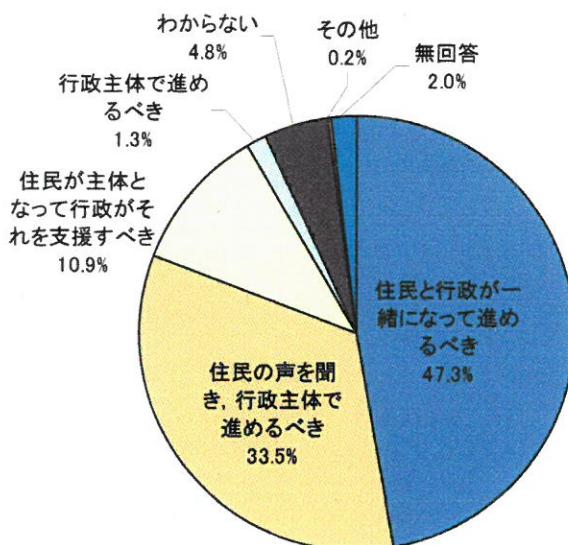
#### 現状と課題

地方分権が進展する中で、地方自治体には自己決定、自己責任の原則のもと主体的で自立的なまちづくりが求められる時代となりましたが、それぞれの特性に応じた個性豊かな住みよい地域づくりを実現するためには、町民の自発的な活動による取り組みが不可欠です。

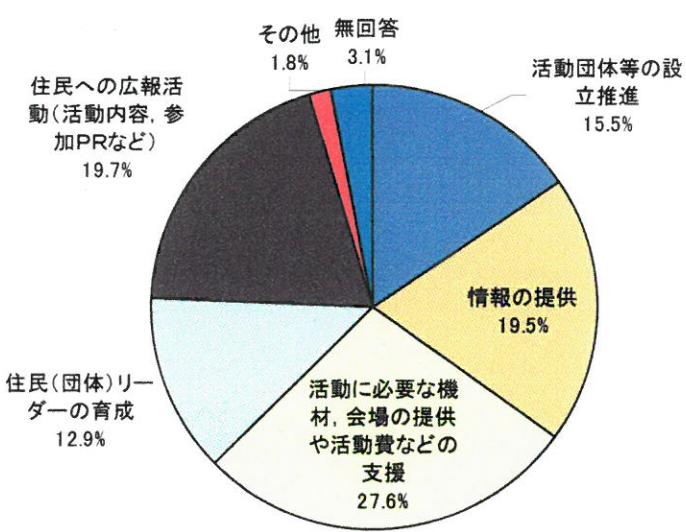
本町では、各種計画の策定を町民の協力により進めているほか、行政に頼らない諸活動を展開する団体の育成を図り、これまでに大崎町共生・協働推進協議会を設立するとともに、地域づくり活動事業に対する支援や、地域づくりに関する講演会の開催、先進地への研修に対する支援などを行ってきました。

今後、ますます多様化・高度化・複雑化する町民ニーズに対応し、自立したまちづくりを進めていくためには、より幅広い分野において、これまで以上の町民参画が必要になってきます。

また、情報の共有化については、広報誌などによる情報発信を行うとともに、情報公開コーナーを設けるなど、積極的な行政情報の公開・提供に努めてきましたが、今後、さらに町民と行政が情報や課題を共有しながら、協働の仕組みづくりを進めていくことが求められていることから、適正な情報の公開に努めるとともに、ボランティアやNPO等の育成支援を図り、町民と行政の協働体制の確立をめざす必要があります。



※町民アンケート調査結果  
【住民と行政の役割分担】



※町民アンケート調査結果  
【住民参加のまちづくり活動における重点施策】

#### 町内 NPO 団体一覧

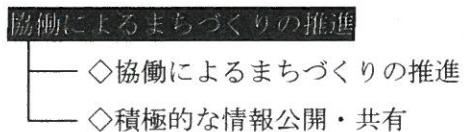
	事業概要
NPOわんぱく	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学術・芸術・文化教育に関する事業</li> <li>●子どもたちの自然体験支援事業 等</li> </ul>
おおさき無門塾	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模多機能型居宅介護事業</li> <li>●介護保険法による通所介護事業 等</li> </ul>
くろしお会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉作業所の運営・管理に関する事業</li> <li>●地域活動支援センターの受託・運営に関する事業 等</li> </ul>
ものネットクラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ものづくり企業の交流・親睦と人材育成を図る事業</li> <li>●地域資源を活用した地域産品のブランド化を進める事業 等</li> </ul>
湾岸こっち隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グリーンツーリズムガイドラインの推進事業</li> <li>●環境保全のための調査・企画開発・運営事業 等</li> </ul>

資料：県共生・協働センター資料（平成28年1月末現在）

#### おおさき未来検討会議 重点提言

- ◇共生協働（自助・共助・公助）の推進
  - ・地域づくり委員会の設立
  - ・地域づくり活動への支援
  - ・地域を支えるNPO等のボランティア団体の育成・支援
  - ・住民や各種団体への周知活動

## 施策体系



## 計画

### ■協働によるまちづくりを推進します！

- ・町民、ボランティア、NPO等と行政の役割を明確にするとともに、自ら考え自ら行う地域づくりにつながる事業や活動を支援するなど、協働のまちづくりを推進するための仕組みや体制を構築します。
- ・協働のまちづくりを推進するため、研修や学習機会の提供や情報交換を積極的に行い、町民意識の高揚を図ります。
- ・町民の声を町政に反映させるため、各種計画策定等に当たっては、アンケート調査、パブリックコメントなどを通じた町民参画を推進します。

### ■積極的な情報公開・共有に努めます！

- ・行政の資料や情報を公開・提供し、情報の共有化に努めます。
- ・広報誌や町ホームページなどの多様な情報媒体を利用し、町民にわかりやすい情報を提供します。

※パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に意見、情報、改善案などを求める手続をいう。

## 2 個性豊かな地域コミュニティの形成

### 基本的方向

地域の特性や課題に対応したまちづくりを地域が主体的に取り組む地域創造型の体制の構築をめざします。

なお、地域の活性化を図るため、地域コミュニティ活動の積極的な支援に努めるとともに、学習や交流機会の充実、リーダーの育成に向けた支援を積極的に推進します。

### 現状と課題

核家族化や生活様式の変化とともに、隣近所同士の交流が少なくなり、「心のふれあい」や「助け合い」が希薄になり、これまでの住民と地域とが主体的に担ってきた地域づくりが失われつつあります。

本町においては、野方、持留、大崎、菱田、大丸、中沖の6つのコミュニティ地区が形成され、この中に地域コミュニティである自治公民館が140地区において組織されていますが、人口減少や高齢化が一層進行していることや、自治公民館未加入者が増加していることなどから、従来のコミュニティ活動を続けることが困難になりつつあるなど、地域コミュニティ活動の維持が深刻な課題となっています。

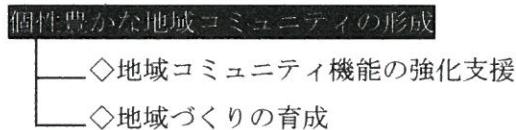
これらの地域コミュニティ組織は、地域住民への身近な公共サービスの提供の一部の分担、また地域における意見集約や課題解決など、様々な役割を担っており、今後加速する地方分権社会において、非常に重要な組織であることから、引き続き、支援を行っていくことが重要であるといえます。一方で自主団体などによるボランティア活動の実施など、新たな形態による活動も行われており、コミュニティ活動は新たな段階を迎えていくともいえます。

今後は、町民一人ひとりが、地域社会における課題に対して、主体的に取り組んでいくための意識改革や、地域リーダーなどの人材の育成・確保に努めつつ、人口構成や地域産業の変化を考慮し、高齢者、若者、女性などのあらゆる地域住民が、自由かつ活発に参加して活躍できる仕組みづくりや行政施策等に参加しやすい環境を形成していくことが重要です。

## おおさき未来検討会議 重点提言

- ◇地域リーダーの育成を図る
- ◇自治公民館未加入者対策
  - ・自治公民館に加入しやすい雰囲気づくり
  - ・地域住民への声かけ運動
  - ・自治公民館活動支援の強化
  - ・転入者や若者への啓発など自治公民館加入促進対策を強化
  - ・自治公民館の統合・再編の推進及び支援

### 施策体系



### 計画



地域住民による海岸清掃ボランティア

#### ■地域コミュニティ機能強化を支援します！

- ・自治公民館など既存の地域組織を基盤に地域コミュニティのあり方を検討し、地域において各種団体と連携・協力し、主体的・自主的に地域づくりに取り組むコミュニティ組織づくりを促進します。
- ・充実した地域活動を推進するため、自治公民館未加入世帯や転入者・若者への加入促進を図ります。
- ・企業や民間団体に対して、コミュニティやボランティア活動への理解と参加を求めていきます。
- ・自治公民館による内発的な地域づくりを図りながら、各種補助事業による地域コミュニティ活動を支援します。
- ・自治公民館の統廃合については、組織形態が歴史的また文化的背景により成り立っていることを十分に踏まえ、住民の意志を尊重し慎重に対応します。

#### ■地域づくりの担い手育成に努めます！

- ・地域づくりの指導者など地域で求められる人材の育成、ボランティアをはじめ様々な分野における地域活動の促進を図り、地域を支える人づくりに努めます。

自治公民館加入状況

区分	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
町内全世帯数	6,925	6,919	6,957	6,961	6,998	6,974	6,978	7,018	6,952
自治公民館加入世帯数	5,187	5,079	5,003	4,922	4,828	4,706	4,704	4,631	4,528
加入割合	74.9%	73.4%	71.9%	70.7%	69.0%	67.5%	67.4%	66.0%	65.1%

備考：町内全世帯数は住民基本台帳による当該年度の4月1日現在の数値、自治公民館加入世帯数は、自治公民館

世帯数報告書による当該年度の5月1日現在の数値



地域住民による清掃活動

### 3 行財政運営の効率化

#### 基本的方向

厳しい財政状況の中、限られた財源の有効活用に努め、さらなる行政コスト削減のための積極的な行財政改革に努めます。

また、財政健全化の観点から、自主財源の確保など財政基盤の強化に努めるとともに、事業や施策の展開に当たっては、中長期の計画的な展開に基づく、財政運営に努めます。

#### 現状と課題

加速する少子高齢化や都市部への人口流出により、地方においては生産年齢人口の減少が進展しており、これに起因する税収の減少などにより、地方自治体は厳しい行財政運営を余儀なくされています。

本町においては、これまで積極的な行財政改革を推進するとともに、大崎町定員適正化計画に基づき、組織や職員定数の見直し等にも努め、健全な行財政運営に努めてきました。

現在、生活不安を抱える方々の増加、雇用や地域医療、介護、障がい者支援など、多くの場面で安全で安心して暮らせるセーフティネットの充実が求められている一方、次世代を担う若者や子育て世代への支援など、地方自治体は多くの新たな課題を抱えており、これらに対応するための行財政運営が必要とされています。

本町としても、時代の大きな変化や、そのスピードに柔軟に対応できるさらなる行政システムへの変革を行い、これまで以上に地方分権社会にふさわしい行財政基盤の強化、経営の視点をもった行政経営の推進が求められています。

#### おおさき未来検討会議 重点提言

◇行財政検討会議を設置し、町民と行政の情報交換、意見交換を行う

#### 施策体系

##### 行財政運営の効率化

- ─ ◇行財政改革の積極的な推進
- ─ ◇行政運営の確立
- ─ ◇地方分権社会への対応
- ─ ◇職員の資質向上

## 計画

### ■行財政改革を積極的に推進します！

- ・行政評価制度など、新たな行政運営について積極的な取り組みの推進を図るとともに、説明責任を果たせる開かれた行政運営を推進します。
- ・町民と行政との情報交換、意見交換に努めます。
- ・組織や職員定数の見直しによる行政の効率化を図ります。
- ・国・県支出金、町債の適正かつ効率的な活用により、財源の確保に努めるとともに、限られた財源の安定的な配分と経費の削減化に努めます。

### ■コスト意識や経営感覚を取り入れた行財政運営を確立します！

- ・自主財源確保の取り組みを継続するとともに、ふるさと納税や町有財産の有効活用を推進します。
- ・行政責任の担保が維持できる分野・事業については、民間委託を検討し、事業及び事務の効率化を図り、町民サービスの向上に努めます。
- ・指定管理者制度の導入による各種公共施設の民間活力の拡大を図り、地域雇用の確保に努めます。
- ・所有する土地や建物等の町有財産については、総合的な観点から再検討し、企業誘致や民間開放など有効な活用を図ります。

### ■地方分権社会への対応を図ります！

- ・地方分権の進展に伴う事務事業の拡大に適切に対応し、自立した地方自治体として、計画的・効率的な行財政運営を推進します。

### ■職員の資質向上に努めます！

- ・地方分権型社会における多様な行政課題に対応できる職員の育成、行政課題や地域ニーズに対応可能な適材適所の人員配置を図ります。
- ・職員の資質の向上や綱紀粛正に努めるとともに、職員の持つ能力と創造性が發揮でき、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるよう、意識改革と職場の活性化に努めます。

町職員数の推移

区分	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
総数	191	185	174	170	167	161	150	150	146	145	142	139
普通会計職員	一般行政関係職員	139	131	122	119	117	113	109	108	105	107	106
	教育関係職員	33	35	33	33	32	32	26	28	27	26	24
	消防関係職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公営企業等会計関係職員	19	19	19	18	18	16	15	14	14	12	12	14

府内資料

### 財政指標の状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実質公債費比率	11.3	11.3	10.5	10.4	10.3	10.3	10.0	9.9	10.0	9.9
将来負担比率	-	-	82.8	88.9	90.2	73.4	54.8	44.7	39.4	40.9
財政力指数	0.30	0.32	0.32	0.33	0.32	0.32	0.30	0.30	0.30	0.30
経常収支比率	89.5	89.3	88.8	88.4	89.2	83.8	88.2	88.9	90.5	89.4

府内資料

※財政健全化法に基づく指標については、平成 18 年度以前の数値については存在しないため「-」を記載しています。

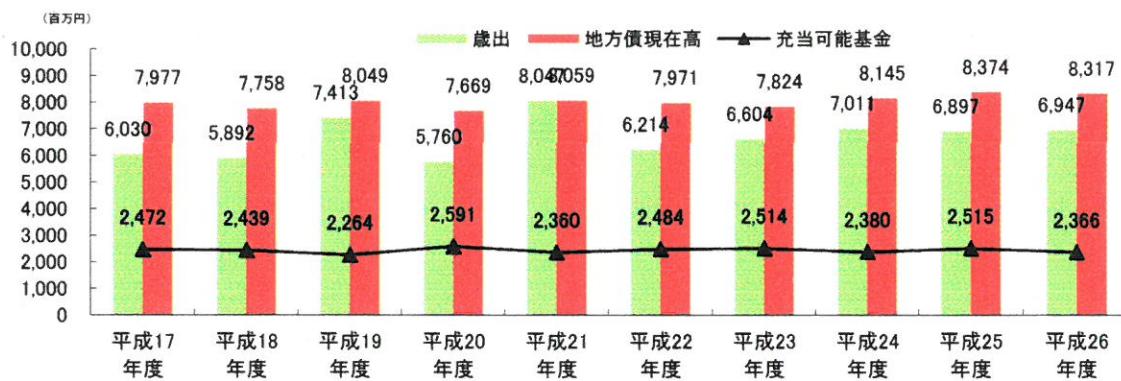
### 一般会計の財政状況

単位：百万円

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歳入	6,295	6,157	7,685	6,002	8,316	6,597	6,975	7,376	7,167	7,291
歳出	6,030	5,892	7,413	5,760	8,047	6,214	6,604	7,011	6,897	6,947
地方債現在高	7,977	7,758	8,049	7,669	8,059	7,971	7,824	8,145	8,374	8,317
形式収支	265	265	271	242	270	383	371	365	270	344
実質収支	265	258	271	230	260	361	370	358	267	290
充当可能基金	2,472	2,439	2,264	2,591	2,360	2,484	2,514	2,380	2,515	2,366

府内資料

### 一般会計の財政状況



府内資料

## 4 広域連携の推進

### 基本的方向

生活や経済活動の領域がますます拡大する中、産業振興を含め経済活動や町民生活での結びつきの強い近隣市町と連携し、お互いの社会資本などのストックや地域資源を有機的に活用するなど、連携・協力を進め、広域的な視点にたった行政運営に努めます。

### 現状と課題

交通基盤の整備や自家用車の普及等により、町民の日常生活圏は、行政区域を越えて拡大化しており、また、解決すべき課題もその枠を越えてきています。

さらには、価値観の多様化・高度化などにより、行政サービスの向上と効率化が求められています。

このため、広域的な視点から連携の強化を図り、共同事務処理するなど、効率的なサービス供給を行うとともに、地域の特性を生かした機能の分担を図りながら、広域自治圏の一体的な発展をめざす必要があります。

本町では、大隅定住自立圏及び大隅総合開発期成会、県内の市町村で構成する広域連合、近隣市町で構成する一部事務組合等において、観光、常備消防、介護保険、ごみ処理等に関する各分野の業務を広域的に取り組んでいます。

今後も、国・県・関係機関との連携を強化し、適切な支援と事業の実施により、特色ある地域づくりの展開が必要です。

### 施策体系

#### 広域連携の推進

- ◇広域行政の推進
- ◇広域共同事務処理の推進
- ◇圏域市町との連携強化



大隅広域夜間急病センター

## 計画

### ■広域行政の推進に努めます！

- ・地域環境の保全や町民の生活圏域の広がりに対応した道路網整備など、広域レベルでの対応が求められる課題について、国・県等と連携しながら推進します。
- ・広域観光ルートの設定や災害時援助協力体制の構築をはじめ、情報通信網、広域交通網など、広域的処理が望ましく、かつ効果的なサービスが可能な事務事業について、関係市町と検討を進めます。

### ■広域共同事務処理を推進します！

- ・廃棄物処理や消防等の共同事務処理の充実を図るとともに、今後、広域処理の必要性がある妥当な事業については、積極的な連携を推進します。

### ■国・県への協力要請など連携強化に努めます！

- ・広域的事業の推進に当たっては、圏域市町が相互の連携を強化するとともに、必要に応じ国・県への協力を要請し、広域事業の円滑な推進に努めます。



曾於地区消防組合大崎分駐所

## 5 男女共同参画社会の推進

### 基本的方向

男女が対等な立場で参加・参画し、お互いの能力や活力を發揮し尊重しあえる環境づくりをめざします。

また、研修や啓発活動を推進するとともに、町民・事業者・行政が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組みます。

### 現状と課題

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが進められています。

また、少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く状況の変化に対応するため、男女がともに性別役割の分担意識にとらわれることなく、家庭・職場、並びに地域活動等あらゆる場に参画できる機会を確保し、いきいきと活躍できる男女共同参画社会を実現することは重要な課題です。

本町においても、大崎町男女共同参画基本計画に基づいた取り組みを推進し、一人ひとりの意識の向上に努めるなど、女性の社会進出の躍進や夫婦共働きの拡大等に沿った取り組みを進めています。

しかし、社会的、文化的に形成された性別意識に起因する事項は未だに生活の中で解消には至っておらず、地域性や慣習上の課題も多く残されています。

男女共同参画社会の実現に向け、男女がその個性と能力を十分に發揮し、互いに人権を尊重しつつ責任を分かちあうとともに、女性が子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた取り組みが必要となっています。

### 施策体系

#### 男女共同参画社会の推進

- ◇男女共同参画における推進体制の充実
- ◇男女平等意識の啓発
- ◇男女共同参画社会の実現に向けた環境整備の推進



女性の広場推進会議の研修の様子

## 計画

### ■男女共同参画における推進体制の充実を図ります！

- ・町民一人ひとりの人権意識を高め、男女がともに尊重しあう男女共同参画社会の形成をめざします。
- ・全庁的な取り組みを強化するとともに、推進員やリーダーの養成、またその組織化に努め、町民との協働による推進体制の構築を図ります。

### ■男女平等意識の啓発に努めます！

- ・「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成するうえでその根底をなすものです。男女共同参画社会を推進するため、研修会や講演会、学習会等の充実により、町民の人権意識の高揚を図ります。
- ・性別・年齢にかかわらず暴力は重大な人権侵害であるという認識を高め、暴力を許さない社会づくりを進めます。

### ■男女共同参画社会の実現に向けた環境整備を推進します！

- ・安心して子どもを産み育てられるような社会実現のため、男性の育児休業の取得を促進し、事業所等に対しても育児休業制度等の普及啓発を図ります。
- ・固定的な性別役割分担の考え方や慣行を見直し、男性も女性も、ライフステージに応じて仕事と家庭・地域活動の調和がとれたものとなるように環境の整備をめざします。
- ・誰もがいきいきと暮らすことができる社会環境づくりを推進するため、男女共同参画意識の醸成に向けた情報の提供や啓発活動、学習機会の提供に取り組みます。